三九八」を「一三・六六六」に、「一一・三五〇」を「一一・五七七」に、「一〇・〇八二」を「一〇・二八四」に、「九・〇七一」を「九・二五二」に、「八・二二八」を「八・三九三」に、「七・七八〇」を「七・九三六」に、「六・八〇〇」を「六・九三六」に、「六・四七五」を「六・六〇五」に、「五・六八九」を「五・八〇三」に、「四・五三〇」を「四・六二二」に、「四・〇九二」を「四・一七四」に、「二・七九七」を「二・八五三」に、「二・三九四」を「二・四四二」に、「一・九七八」を「二・〇一八」に、「一・八七七」を「一・九一五」に、「一・八〇八」を「一・八四四」に、「一・六六三」を「一・六九六」に、「一・五六二」を「一・五九三」に、「一・五四一」を「一・五七二」に、「一・四二九」を「一・四五八」に、「一・三七二」を「一・三九九」に改め、別表第二第八号の表中「一五・五〇三」を「一五・八一三」に、「一四・七九五」を「一五・〇九一」に、「一四・三八九」を「四・六七七」に、「一三・四一一」を「一三・六七九」に、「一一・三六三」を「一一・五九〇」に、「一〇・〇九〇」を「一〇・二九二」に、「九・〇七九」を「九・二六一」に、「八・二三八」を「八・四〇三」に、「七・七八七」を「七・九四三」に、「六・八〇七」を「六・九四三」に、「六・四八一」を「六・六一一」に、「五・六九三」を「五・八〇七」に、「四・五三五」を「四・六二六」に、「四・〇九七」を「四・一七九」に、「二・八〇〇」を「二・八五六」に、「二・三九六」を「二・四四四」に、「一・九八一」を「二・〇二一」に、「一・八七九」を「一・九一七」に、「一・八一一」を「一・八四七」に、「一・六六五」を「一・六九八」に、「一・五六三」を「一・五九四」に、「一・五四二」を「一・五七三」に、「一・四三〇」を「一・四五九」に、「一・三七三」を「一・四〇〇」に改め、別表第二第九号の表以外の部分中「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十四年四月一日」に改め、同表中「一五・五四九」を「一五・八六〇」に、「一四・八三八」を「一五・一三五」に、「一四・四三二」を「一四・七二一」に、「一三・四五一」を「一三・七二〇」に、「一一・三九六」を「一一・六二四」に、「一〇・一二〇」を「一〇・三二二」に、「九・一〇六」を「九・二八八」に、「八・二六一」を「八・四二六」に、「七・八一一」を「七・九六七」に、「六・八二六」を「六・九六三」に、「六・五〇一」を「六・六三一」に、「五・七〇九」を「五・八二三」に、「四・五四八」を「四・六三九」に、「四・一一〇」を「四・一九二」に、「三・八〇八四」を「三・八六四」に、「三・〇一七」を「三・〇二七」に、「一・八八六」を「一・九二四」に、「一・五九八」を「一・五九七」に、「一・四六四」を「一・四六六」に、「一・四三五」を「一・四六四」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に改める。

別表第三中「一・二九七」を「一・三三三」に、「一・三〇八」を「一・三三四」に、「一・三三八」を「一・三六五」に、「一・三四四」を「一・三七一」に、「一・三五〇」を「一・三七七」に、「一・三六〇」を「一・三八七」に、「一・三七二」を「一・三九九」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に、「昭和三十三年四月一日」を「昭和三十四年四月一日」に、「一・三七八」を「一・四〇六」に、「昭和三十三年四月二日」を「昭和三十四年四月二日」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十二　令和八年度	
昭和十五年度	八七九・八〇五
昭和十六年度	七四〇・四一八
昭和十七年度	七二三・七四九
昭和十八年度	六九三・二〇四
昭和十九年度	六四七・七八九
昭和二十年度	五七〇・六二〇
昭和二十一年度	五〇三・九六五
昭和二十二年度	五三・三六二
昭和二十三年度	二三・二六九
昭和二十四年度	一二・二八三
昭和二十五年度	九・〇六三
昭和二十六年度	九・〇六三
昭和二十七年度	七・六四五
昭和二十八年度	七・二三四
昭和二十九年度	六・七三一
昭和三十年度	六・二五九
昭和三十一年度	六・二五九
昭和三十二年度	六・二三八
昭和三十三年度	六・〇二〇
昭和三十四年度	六・〇二〇
昭和三十五年度	五・九五〇
昭和三十六年度	五・七〇九
昭和三十七年度	五・三七一
昭和三十八年度	四・九六六